

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第26回）
議事要旨

1. 日 時 平成23年7月4日（月）13:59～16:49
2. 場 所 経済産業省別館 1020会議室
3. 出席委員
- | | | |
|------|-------|------------|
| 委 員 | 中杉 修身 | |
| 臨時委員 | 井上 達 | 上路 雅子 |
| | 五箇 公一 | 白石 寛明 |
| | 染 英昭 | 平松 サナエ |
| | 細見 正明 | 森田 昌敏（委員長） |
| | 山本 廣基 | 渡部 徳子 |
| 専門委員 | 井上 隆信 | 内田 又左衛門 |
| | 築地 邦晃 | 根岸 寛光 |
| | 吉田 緑 | |

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (3) その他

5. 議 事

- 審議については、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。
- 諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、7農薬（エチクロゼート、ビフェナゼート、ピリダベン、フィプロニル、フルジオキシニル、ヘキシチアゾクス及びメタゾスルフロン）について審議が行われた。当該7農薬について、審議の結果、配付資料のとおり基準値（案）が了承された。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、9農薬（アセキノシル、イミベンコナゾール、エチプロール、エトキサゾール、オキサジアルギル、テブコナゾール、ビフェントリン、フルジオキシニル及びミルベメクチン）について審議が行われた。当該9農薬について、審議の結果、配付資料のとおり基準値（案）が了承された。

- 平成23年度農薬危害防止運動の実施について、事務局より報告した。